丸八信用組合 休眠預金規定

本規定は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。) にもとづき、定めるものです。本規定が適用される預金等(以下、「本預金」といいます。) については、本規定の定めによるほか、当組合が定める本預金に係る取引規定の定めにより取扱います。

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当組合は、本預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、払込み、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当組合からの利子の支払に係るものを除きます。)
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- ③ 預金者等から、本預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(本預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
 - (a) 当組合が公告すべき事項
 - (b) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (c) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳(記帳がなかった場合を除きます。) もしくは繰越があった こと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとします。
- ⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと。(ATMによる残高照会(ただし、平成31年3月10日午前7時以降に照会したものに限ります。)のあったものに限ります。)なお、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとします。
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。なお、当該異動事由に該当する 預金種別は別表のとおりとします。

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)本預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 第1条各号に掲げる事由による異動が最後にあった目
 - ② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待 される日として次項において定める日
 - ③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。(ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります。)
 - ④ 本預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、 預金に係る債権の行使が期持される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間(以下この号および次号において「期間」といいます。)の定めがあること 当該期間の末日(自動継続扱いの預金等にあっては、初回の満期日)
 - ② 自動継続扱いの預金等について、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた日の属する期間の満期日((a)において、第1条第1号又は第4号の事由が平成31年3月10日午前7時 前に生じた場合にあっては、当該事由が生じた日)
 - (a) 第1条各号に掲げる事由
 - (b) 当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。)に限ります。(ただし、平成31年3月10日以降に発した通知に限ります。)
 - ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日

なお、当該異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとする。

3. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)本預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当組合を通じて本預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合に おいて、当組合が同意したときは、預金者は、前項の債権の消滅がなかったとしたならば、休眠預金等代替金の支払の日におい て当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払

- の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。
- ① 本預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
- ② 本預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- ③ 本預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- ④ 本預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4)当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当組合が本預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 本預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、第1項の債権の消滅がなかったとしたならば預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

4. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表、店頭掲示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

5. (本規定の適用)

本規定が適用される預金及び取引規定は、以下のとおりです。

- (1) 普通預金
 - ①普通預金規定
 - ②無利息型普通預金規定
 - ③普通預金(団信)規定
- (2)総合口座
 - ①総合口座取引規定
- (3) 定期預金
 - ①期日指定定期預金規定
 - ②自由金利型定期預金 (スーパー定期) 規定
 - ③自由金利型定期預金(大口定期)規定
- (4) 定期積金
 - ①定期積金(団信)規定
 - ②定期積金規定

別表

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種類	[異動事由] 預貯金通帳・証書の発 行、記帳、繰越	[異動事由] 残高照会	[異動事由] 総合口座等に含まれ る他の預金等の異動
普通預金 ・総合口座 ・グループ預金 ・積立預金	0	0	0
定期預金 自由金利型定期預金 ・スーパー定期 ・大口定期 期日指定定期預金	0	×	0
定期積金	0	×	×